風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第四十一条の二の規定に基づく公安委員会が指定する医師の指定に関する規則

(制定 平成17年7月15日 岐阜県公安委員会規則第14号) (原文縦書き)

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第四十一条の二の規定に基づく公安委員会が指定する医師の指定に関する規則をここに公布する。

(指定)

第一条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第四十一条の二の規定により公安委員会が指定する医師(以下「指定医」という。)の指定は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)第十八条第一項の規定により精神保健指定医に指定された医師のうちから行うものとする。

(指定の告示)

第二条 指定医を指定したときは、その旨を告示するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。